

日本大学理工学部校友会物理部会規約

平成 24 年 10 月 20 日制定
平成 24 年 10 月 20 日施行

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、日本大学理工学部校友会物理部会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、日本大学理工学部物理学科内に置く。
- 第 3 条 本会は理工学部校友会の部会として、他学科部会との連携の下で理工学部校友会の事業を支え、会員相互の親睦を図りながら、会員の母体である物理学科、ならびに関連専攻の発展に貢献することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、物理学科同窓会、大学院物理同窓会、ならびに大学院量子理工同窓会（仮称）を構成部会とする。
- 第 5 条 本会の会員は、物理学科同窓会、大学院物理同窓会、並びに大学院量子理工同窓会（仮称）の規約により定められる同窓生とする。構成部会の規約は、別途定める。

第 2 章 組織および運営

- 第 6 条 本会は、最高議決機関として総会を設ける。
- 第 7 条 総会における議決は、出席者の過半数を必要とする。但し、委任状の行使は妨げない。
- 第 8 条 4 年に 1 度の定期総会を設け、下記の事項を行う。
1. 会務の報告および承認
 2. 役員改選
 3. その他、必要事項の議決
- 第 9 条 本会は下記の役員を置き任期は 4 年とする。
1. 会長 1 名
 2. 各構成部会より推薦された副会長若干名
 3. 会計 1 名
 4. 各構成部会より推薦された常任幹事若干名
 5. 監事 2 名
- （何れも構成部会役員との兼任、および再任を妨げない。）
- 第 10 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 11 条 本会は、運営機関として会長、副会長、会計、常任幹事から成る運営委員会を設け会の運営を行う。
- 第 12 条 本会の会員は、それぞれが所属する各構成部会の規約に従って会費を納入しなくてはならない。
- 第 13 条 会員が、住所、氏名その他身上の異動を生じた場合には、各構成部会から本会に連絡しなくてはならない。
- 第 14 条 第 13 条に従って集約される会員の情報は、日本大学理工学部校友会物理部会で一括管理を行う。
- 第 15 条 本会並びに構成部会の規約改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

附則 本規約は平成 24 年 10 月 20 日より施行する。

構成部会規約

平成 24 年 10 月 20 日制定
平成 24 年 10 月 20 日施行

第 1 章 総則

- 第 1 条 構成部会は、日本大学理工学部校友会物理部会を支える単位であり、独立した組織として活動できる。
- 第 2 条 構成部会は、事務局を日本大学理工学部物理学科内あるいは当該専攻内に置く。
- 第 3 条 構成部会は、会員相互の親睦と扶助、ならびに物理学科の発展とその関連専攻の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 構成部会の会員は、構成部会が定める母体となる学科・専攻の同窓生とする。

第 2 章 組織および運営

- 第 5 条 本会は下記の役員を置き任期は 4 年とする。
1. 代表 1 名
 2. 副代表 2 名以内
 3. 会計 1 名
 4. 幹事は各回生より 1 名ないし 2 名
 5. 監事 1 名
- （何れも兼任および再任を妨げない。）
- 第 6 条 4 年に 1 度の理工学部校友会物理部会総会において、下記の事項を行う。
1. 会務の報告および承認
 2. 役員改選
 3. その他、必要事項の議決
- 第 7 条 構成部会は、運営機関として代表、副代表、会計、幹事から成る運営委員会を設け、その運営を行う。運営の内規は別途定める。
- 第 8 条 構成部会の会員は、運営内規に定められた会費を納入しなくてはならない。会費の徴収は、構成部会単位で行う。
- 第 9 条 会員に住所、氏名、その他身上の異動が生じた場合は、構成部会事務局に連絡しなくてはならない。
- 第 10 条 構成部会の規約改正は、日本大学理工学部校友会物理部会総会において行う。
- 附則 本規約は平成 24 年 10 月 20 日より施行する。